

動産補償制度のご案内

1. 本制度は、サンコーテック株式会社が運用する動産補償に加入されたお客様のみ補償されます。
2. 本制度はレンタル契約期間中に発生した事故を対象としています。
3. 使用現場の状況等により、本制度への加入をお受け致しかねる場合がございます。
4. お客様ご負担とは、事故発生時にお客様にご負担いただく金額です。
5. レンタカーにつきましては、別制度にて運用しており本制度の対象除外となります。

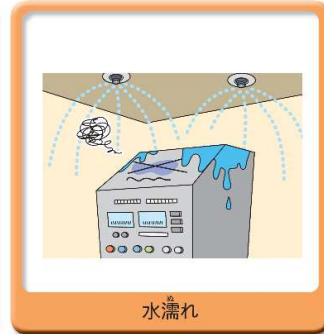
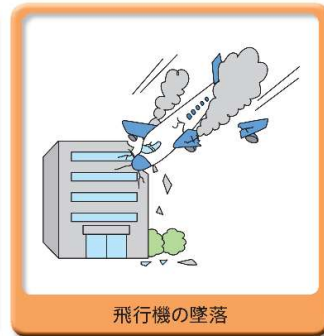
■主な対象機材

- エンジン/電動コンプレッサ・エンジン発電機、溶接機・エンジン溶接機・エンジン照明機器
可搬式集塵機・エンジンジェットクリーナー・電動チェンブロック・可搬式ドライクーラーなど

(注) 機材の仕様や能力によって対象とならない場合もございます、詳しくは弊社営業担当へお問い合わせください。

■補償制度について

- 補償金のお支払い対象となる主な事故



(注)地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発およびその際の延焼損害については、補償料のお支払いの対象となりません。

■損害補償額

□ 部分損害補償の場合、1事故のお客様負担額は5万円～40万円となります。

□ 全損／盗難事故の場合、1事故のお客様負担額は、10万円～120万円となります

但し、同一現場において2回以上の盗難事故が発生した場合、お客様の負担額は2倍以上となります。

■補償金のお支払い対象とならない主なケース

□ 補償料のお支払いがない場合、いかなる事故においても適用されず全額お客様負担となります。

□ 次のような損害はお支払いの対象となりません。

● 補償契約者、被補償者、補償金受取人などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害

● 補償対象の欠陥・自然の消耗・さび・かび・変色・虫食いなどによる損害

● 地震・噴火・これらによる津波、火災による損害

● 補償対象の置き忘れ、紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます)による損害

● 使用人などが単独にもしくは第三者と共謀して行った窃盗、盗難、強盗による損害

● 管球類(真空管・ブラウン管・電球・LED 蛍光管など)に単独に生じた損害

● 偶然な外来の事故によらない電気的作用、または機械の稼働に伴って発生した電氣的または機械的事故による損害

ただし、これらによって火災(焦げ損害を除きます)、破裂または爆発が生じた場合の損害については、補償金のお支払い対象となります。

● 詐欺または横領による損害

● 補償対象の加工着手(補償の対象に対して加工作業を加えた時をいいます)後に生じた損害

塗料・コンクリート等の付着による汚損や溶接機の火花による損傷も補償金のお支払い対象となります。

● 対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、試験、調整などの作業場の過失、または技術の拙劣による損害

ただし、これらによって火災(焦げ損害を除きます)、破裂または爆発が生じた場合の損害については、補償金のお支払い対象となります。

● 万引きなどによる損害

● 輸送中に生じた破損・まがり・へこみによる損害

・火災 ・爆発 ・輸送機器の転覆、墜落など

・輸送用具の他物(起動・路面などを除く)との衝突 など

ただし、以下の事故により生じた損害については補償金のお支払い対象となります。

- 冷凍物・生鮮食料品等を補償対象とする場合の冷蔵装置などの破壊・変調、もしくは機能停止に伴う損害
ただし、冷蔵装置などと同位置敷地内に生じた火災、落雷、破裂または爆発により冷蔵装置などに物的
損傷が生じた結果、その冷蔵装置などが破壊・変調もしくは機能停止した事による損害は除きます。
- 補償対象の平常の使用または管理によって通常生じ得る外観上の損傷、または汚損でその補償対象の
機能の喪失または低下を伴わない損害
- 棚卸し、検品の際に発見された品不足による損害
- 情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害
- オイル不足やオーバーヒートによるエンジンの焼付き等による損害
- 修理・点検・加工・清掃等の作業中の損害
- 機械の能力を超えた使用による損害

ご注意

- ※ 警察、その他監督官庁の証明書が必要な場合がありますので、車両での人身・対物事故は必ず届け出て
下さい。届出を怠りますと、補償対象にならない場合がございます。
- ※ 盗難事故の場合、警察が「盗難被害」として扱っていることが補償の条件です。
- ※ 事故発生時はただちに弊社にご連絡下さい。遅れると補償できない場合がございます。
- ※ 賠償金の確定・示談の決定等には弊社の承認を必要といたします。万一、弊社の承諾なく当事者間の和
解等によって決められた賠償金の請求額に対しての補償はいたしかねます。
- ※ 日常点検はお客様が実施して下さい。
- ※ 弊社の承諾なしになされた修理代にかかる費用はお支払いできない場合がございます。
- ※ 各補償制度の支払い限度額を超える部分についてはお客様のご負担となります。
- ※ 補償内容に、休業損害は含まれておりません。
- ※ レンタル機材および車両の修理につきましては、弊社指定工場とさせていただきます。
- ※ 再レンタル機械に関する各補償は、当該機所有会社の補償制度を適用させていただきます。
- ※ この補償制度のご案内に記載されている各規定は主な事例を挙げたものであり、その他については
弊社の規定に準ずるものとします。

- 登録ナンバー付の車両は、本補償とは異なる補償制度となります
- 対象機材以外の商品においても補償料が掛かり、補償内容が異なる場合もありま

ご注意 「動産補償制度」は、2022年4月1日に作成されたものです。また、制度内容は、予告なく内容を変更する場合がございます。
ご不明点は、弊社営業担当へお問い合わせください。